

資料7 これまでの答申及び提言に関する取組

(1) 平成15年12月の審議会答申に関する取組み状況

答申・提言内容	取組み状況及び方向
<p>利害関係者に対する効果的・多角的な情報提供のあり方、情報提供の時期と情報内容の確度のバランスに留意すべき （南線小学校通学区域変更に関して利害関係者の理解が得られず紛糾した例から）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・16年度から個別相談の中で指摘事項を踏まえたアドバイスを行っている。 ・17.5.20、5.23の2日間で、全管理職を対象とした「市長講話」及び必須研修を実施し、市民参加制度に対する意識啓発を行った。
<p>市が公表したPC原案を手続結果を踏まえずに変更することは、手続の意義を損なうことにもなるため、全庁的な意思統一の上で原案作成を行うべき （グランドプラザ条例の制定に関して、賛成意見があった施設名称を市が撤回して別な名称とした例から）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項や組織体制の検討結果を踏まえ、17年度末に必要な部分について市民参加手続運用マニュアルに追加・改正した。
<p>全庁的な情報共有化を図るとともに、関連団体の既得権領域を堅守するなどの縦割型の行動様式から脱却するよう教育・研修が必要 （使用料の減免対象団体を、教育委員会が審議会答申に抵触するような拡大をした例から）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・18年4月に条例の内容及びマニュアルの改正点について庁内説明会を開催し、周知を図った。
<p>参加手続を行えなかった理由や事後公表の有無について事情聴取した上で、担当所管に具体的な再発防止策の提示を求めるべき （市民参加手続を経ずに行政指導の基準を定めた例から）</p>	<p>公募委員の掘り起こしと審議会への理解を深めるため、17年4月から、年度当初に公募予定の一括広報掲載、公募希望者の登録を試行した結果、3名の登録者があり、その内2名が審議会委員へ登用された。</p>
<p>担当部局の条例に対する認識などを事情聴取した上で、具体的な再発防止策の提示を求めるべき （審議会答申の検討結果を公表しなかった例から）</p>	
<p>個別の失敗事例を組織全体の改善に生かす視点から、全管理職を対象とする必須研修を実施するなどの措置を講じること。 （審議会予定の公表漏れが見られるとともに、実効性のある再発防止策を提示した所管が少なかった例から）</p>	
<p>審議会会議録は1月以内を目処に公表するという組織目標が徹底されるよう、研修の充実・徹底が望まれる。 （審議会会議録の公表までに要する期間が異常に長い事例が見られたことから）</p>	
<p>審議会委員公募の際には、当該審議会の傍聴を呼びかけ、傍聴者には感想や審議会の機能・役割の認識を確認するなど、傍聴者への利便提供と効果的PRを検討すべき。 （審議会の傍聴者数が0.81人に留まったことから）</p>	
<p>研修の充実、市民参加手続についての内部相談事例の情報共有、表彰制度など市民参加手続の適正運用へのインセンティブを高めるなどを検討すべき （市職員アンケートの回答率が低いことなど、市職員の意識が十分高まっていないと考えられることから）</p>	

(2)平成15年12月の審議会提言

答申・提言内容		取組み状況及び方向
審議会等	審議会を性質・機能別に分類し、委員公募のあり方・委員選任区分・運営方法についてのガイドラインが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・18年5月中にガイドラインを策定し、この中で、審議会の性質に応じた運営方法や重任、再任等についての基準を設定した。 ・18年度から開始する次期行革大綱(実施計画)策定作業の中で検討する。
	審議会委員アンケートで指摘のあった、審議会における特定団体等からの推薦委員の過度な重任・再任についての疑義に答える必要がある	
	審議会委員報酬のあり方について「最少の費用で最大の効果」「責任、能力、貢献度に応じた対価」などの観点から検証・改善が必要	
P C 手 続	全市的な意見募集に加え、テーマに応じた特定関心層を対象とする小規模なパブリックコメント手続を導入するなどの創意工夫が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談へのアドバイスは既に行っているが、H17年度のマニュアルの改正で、「P C 手続テーマに関連する団体等があるときは、別途意見を聴く機会を設けたり、P C の周知を図る」旨を加え、全庁に周知を図った。
	パブリックコメント手続を全庁的な立場で推進・調整する専門部署の設置が望ましい。具体的には広報・情報公開部門と公聴・市民参加推進部門の統合・一元管理が考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の最終目的である「協働によるまちづくり」を目指すため、H17年10月から、協働推進部門が市民参加制度を担当するとともにパブリックコメント手続については、市民参加担当が原案から結果までの公表を担当し、広報・HP・あい・ボードの一元管理を図った。
市民意見の積極把握	市民が自発的に提出した意見に対して積極的な対応を望むものであり、そのためにも広報・情報公開部門と公聴・市民参加推進部門の統合・一元管理が効果的・効率的と考えられる。	

(3)平成17年3月の審議会答申に関する取組み状況

答申・提言内容		取組み状況及び方向
P C 手 続	パブリックコメントには、そのテーマとなっている案件の範囲を超えて、提言的な要素を含む意見が提出されることがありますが、「市民の知識、経験、感性等をまちづくりに活かす」という市民の声を活かす条例の目的を踏まえるなら、こうした意見についても、まずは一部分でも活かすよう模索することも大切と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・H17年10月から、パブリックコメント結果の公表は市民参加担当が行っており、この中で意見の検討内容についても個別にアドバイスを行っている。
第1次答申	市民参加手続の実施に関する初歩的なミスや、市民参加に対する職員意識の低さは、平成15年度においては若干改善されていますが、まだ満足できるレベルには達していません。これらを根本的に改善するのは容易なことではないと思われませんが、まずは第一次審議会の答申(提言)で列挙された対策を踏まえ、行政としてなすべき努力をすることが必要と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・本資料中、「第1次審議会の答申及び提言に関する取組み」のとおり取組んでいる。

(4)平成17年9月の審議会答申に関する取組み状況

	答申・提言内容	取組み状況及び方向
実施状況	<p>パブリックコメント手続の活性化については、既に第1次市民参加制度調査審議会において「その実施・運用面での創意工夫」と「推進・調整部門の設置」を建議しているところですが、これまでのところ、この建議が必ずしも十分に活かされていないと判断せざるを得ない状況です。</p> <p>当審議会としてはこうしたことを踏まえ、今後速やかに、これらの建議を活かした一定の活性化策が講じられることを、強く期待するものであります。</p> <p>また、市民参加手続を行わなかった事例では、事前に市民参加担当と協議すれば防ぐことができたものと判断されることから、担当課と所管課との事前協議の必要性と再発防止について、職員研修等で徹底する必要があると思われれます。</p>	<p>・特定の団体が想定できる場合などは小規模のパブリックコメントを検討するなどの方策をマニュアルに明記し、職員説明会で周知した。</p> <p>また、パブリックコメントに意見を提出したことのある市民に対し、H17年4月から個別案内をはじめた。</p>
	<p>審議会等の開催について、予定の公表が開催日より遅れたものや開催日直前であるものが、残念なことに16年度も見受けられました。市民参加に不可欠な情報が公表されないということは、本当に市民の意見を聴こうという姿勢に欠けていると言わざるを得ません。</p> <p>これらの情報提供は単なる手続ではなく、石狩市が掲げる市民参加のまちづくりを進める上で、必要不可欠なものであるということ、さらに徹底されるよう望みます。</p>	<p>・H17、18年度に職員研修・説明会を行うとともに、H17年10月から市民参加手続の公表を一元化して公表遅れをなくすよう努めた。</p>
市民参加推進に向けて	<p>審議会等には、会議録の作成が義務付けられていますが、その作成方法が十分に統一されていないように見受けられることから、次の3項目について提言します。</p> <p>(1)会議録を全文とするか、要点のみとするかについて、会議の性質・審議内容等を勘案して適切に判断するための方策を講じること</p> <p>(2)発言内容は極力録音し、必要な期間中はこれを保管することをルール化すること</p> <p>(3)会議録の確定方法については、事務局一任を避け、例えば会長が確認するなど、内容の正確性を確保できるような方策を講じること</p>	<p>・17年度末に行ったマニュアル改正でこの点を明記し、H18年4月の職員説明会で周知した。</p>
	<p>審議会等とは、市の機関から依頼された特定のテーマについて審査・調査等を行い、意見を述べるなどの役割を担ったものです。審議会等の開催回数などの運営方法は、予算が伴うことから事務局主導で決められることはやむを得ませんが、審議の過程において、例えば、予定の開催回数を越えて審議する必要がある場合は、事務局にも柔軟な対応が望まれるところです。</p> <p>こうしたケースも念頭において、審議会等の運営方法において、何らかの統一的なルールを検討されるよう提言します。</p>	
市民参加の深化と理念の明確化	<p>単に手続の評価だけではなく、今後の市民と行政との新たな協働関係を展望しつつ、行政活動への市民参加をいかに深化させていくかについて検討を行うことも、当審議会の重要な役割であると考えます。</p> <p>また、行政としても、市民参加手続を単に手続面からとらえるのではなく、こうした検討と軌を一にして、市民参加のあり方の本質について、あらためて検討する必要があると考えます。</p> <p>これらの論議を深めていくためには、例えば運用評価を簡略化するなど、当審議会における審議の比重を変えていくことも検討されるよう提言します。</p> <p>以上と関連して、市民の声を活かす条例施行から3年が経過し、合併によりまちのかたちが変わろうとするこの時にあたり、条例の検討過程で提起された「市民活動への市民参加について定める条例」や「市民参加により目指す目標や共通する理念を示す条例」についても、その検討を始めるべきではないかと考えますので、この点についても検討されるよう併せて提言します。</p>	<p>・審議内容の見直しについては、今後、当審議会でも議論していただく。</p> <p>・平成18年度は自治基本条例の策定に取り組む。</p>